

斎場使用料を改定します

10月1日から、府中・新市斎場（やすらぎ苑）と上下斎場（翁苑）の斎場使用料を、次のとおり改定します。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 市民課（☎43-7207）

火葬炉および霊安室使用料

（単位：円）

区分	現 行			
	府中・新市斎場		上下斎場	
	第1種	第2種	市内	市外
12歳以上1体につき	18,000	45,000	18,000	45,000
12歳未満1体につき	10,000	25,000	10,000	25,000
犬、猫など動物の死体	8,000	20,000		
胞衣、その他汚物1個につき	4,000	10,000	4,000	10,000
霊安室1時間につき	300	750		

改定後			
府中・新市斎場		上下斎場	
第1種	第2種	市内	市外
20,000	50,000	20,000	50,000
11,000	28,000	11,000	28,000
9,000	22,000		
4,500	11,000	4,500	11,000
330	830		

待合室使用料

区分	現 行	
	府中・新市斎場	
	第1種	第2種
はぎの間（和室）1回につき	2,000	5,000
ゆりの間（和室）1回につき	2,000	5,000
さつきの間（洋室）1回につき	10,000	25,000
きくの間（洋室）1回につき	10,000	25,000

改定後	
府中・新市斎場	
第1種	第2種
2,200	5,500
2,200	5,500
11,000	28,000
11,000	28,000

式場棟使用料

区分	現 行	
	上下斎場	
	市内	市外
葬儀のために使用する場合	30,000	60,000
通夜のために使用する場合	30,000	60,000

改定後	
上下斎場	
市内	市外
33,000	66,000
33,000	66,000

※第1種とは、以下の人の住所が府中市内または福山市新市町内にある場合。第2種とは、それ以外をいいます。

▷死亡者 ▷死産の場合は母 ▷胞衣の場合は産婦 ▷犬、猫など動物の死体の場合は飼い主 ▷その他汚物の場合は申請者

※上下斎場における市内とは、以下の人の住所が府中市内にある場合。市外とは、それ以外をいいます。

▷死亡者 ▷死産の場合は母 ▷胞衣の場合は産婦 ▷その他汚物の場合は申請者